

第2回天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年2月21日(金) 15時30分～16時30分

2 開催場所 天栄村役場3階 正庁

3 出席委員 (9人)

会 長	9 番委員	佐 藤 正 尉
会長職務代理	8 番委員	小 針 重 男
委 員	1 番委員	石 井 正 美
	2 番委員	大 河 原 友 治
	3 番委員	車 田 京 子
	4 番委員	春 日 富 夫
	5 番委員	佐 藤 光 榮
	6 番委員	馬 場 吉 信
	7 番委員	綱 藤 清 晴

農地利用最適化推進委員	大 須 賀 隆
	清 水 栄 一
	廣 瀬 弘
	常 松 栄
	牧 和 明
	円 谷 善 司

4 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地賃貸借の合意解約について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請適否決定について
議案第2号 令和6年度農用地利用集積計画適否決定について
議案第3号 令和7年度農作業労働賃金標準額の設定について
議案第4号 天栄村地域計画(案)に対する意見書について

5 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 芳賀 信弘
農業委員会書記 金澤 秀一

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行させていただきます。
開会を小針職務代理よりお願いします。

職務代理 ただいまより、令和7年第2回天栄村農業委員会総会を開会します。
事務局長 続きまして佐藤会長より挨拶を申し上げます。
会長 (会長挨拶)
事務局長 続きまして議長選出です。天栄村農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長になることとなっております。佐藤会長より申し上げます。

会長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
す。本日の出席委員は9名です。よって天栄村農業委員会会議規則第6条の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。
会議に入る前に議事録署名委員の指名をします。7番 綱藤委員、8番 小針委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)
議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これは報告事項ですので承認とさせていただきます。

議長 報告第2号「農地賃貸借の合意解約について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)
議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これは報告事項ですので承認とさせていただきます。

議長 続いて、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。この議案のNo.1について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。牧之内地区担当の農業委員 佐藤委員よりご説明願います。

佐藤委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり間違いない旨の報告がございました。ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、この議案の No. 2 について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。今坂・中屋敷・太多郎地区担当の農業委員 車田委員よりご説明願います。

車田委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり間違いない旨の報告がございました。ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、議案第 2 号「令和 6 年度農用地利用集積計画適否決定について」を議題といたします。この議案の No. 1 から No. 6 について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。この案件は西郷・中郷地区担当の農地利用最適化推進委員 大須賀委員よりご説明願います。

大須賀委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり間違いない旨の報告がございました。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 No. 7 から No. 1 4 について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。この案件はこの案件は中郷・児渡地区担当の清水委員の案件でありますので、代わって、西郷・中郷地区担当の農地利用最適化推進委員 大須賀委員よりご説明願います。

大須賀委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり間違いない旨の報告がございました。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 No. 1 5 について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。この案件は中郷・児渡地区担当の農地利用最適化推進委員 清水委員よりご説明願います。

清水委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり間違いない旨の報告がございました。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 No. 1 6 から No. 1 8 について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。この案件は上松本・下松本地区担当の農地利用最適化推進委員 廣瀬委員よりご説明願います。

廣瀬委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり間違いない旨の報告がございました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 No. 19からNo. 21について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。この案件は今坂・中屋敷・太多郎地区担当の農地利用最適化推進委員 瀬和委員よりご説明願います。

瀬和委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり間違いない旨の報告がございました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 No. 22からNo. 24について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。この案件は大里北部・中部地区担当の農地利用最適化推進委員 常松委員よりご説明願います。

常松委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり間違いない旨の報告がございました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 No. 25 から No. 28 について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。この案件は大里東部・南部地区担当の農地利用最適化推進委員 牧委員よりご説明願います。

牧委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり間違いない旨の報告がございました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 No. 29 から No. 30 について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。この案件は高林・沖内地区担当の農地利用最適化推進委員 円谷委員よりご説明願います。

円谷委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり間違いない旨の報告がございました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 No. 31 から No. 41 について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

事務局 佐藤会長の担当地区となっておりますが、議長に就いておりますので代わって報告させていただきます。申請内容のとおり間違いない旨の報告がございました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、議案第3号「令和7年度農作業労働賃金標準額の設定について」の件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、意見・質疑ある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、議案第4号「天栄村地域計画(案)に対する意見書について」の件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、意見・質疑ある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は異議なしとして可決いたしました。

議長 以上をもちまして本日提出された案件の議事を終了しました。

これをもって議長をおろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局長 閉会を小針職務代理よりお願いいたします。

職務代理 以上を持ちまして、第2回天栄村農業委員会総会を閉会します。

(16:30終了)

天栄村農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名する。

令和 7 年 3 月 19 日

議 長 石 藤 正 樹

7 番委員 糸 藤 清 晴

8 番委員 小 針 重 男